

(指摘及び改善要望)

監査報告書60頁

3 共働作業所歳入、歳出の状況

(1) 作業所第1

ア 歳入の状況

雑収入63万円は利用者の給食実費と預金利息となっています。預金利息については、作業所第2も含めて本来の歳入科目(預金利息)で経理するようにしてください。

(講じた措置)

平成14年度事業実績報告書等の関係書類である収支決算書抄本から正当な科目で処理するよう、指導し是正されました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書62頁

3 共働作業所歳入、歳出の状況

(2) 作業所第2

イ 歳出の状況

補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)によると作業所第2は、11年度300万円、12年度100万円、計400万円を新生会グループ内から借入れています。作業所の経営状況は、利用者の将来の処遇にもかかわってきます。

今後、「要綱」に基づく補助金の申請、交付決定の事務手続きを進めるなかで、収支の実態を正確に把握し、必要に応じ的確に指導してください。

(講じた措置)

現行要綱の交付申請及び事業実績の報告は単年度収支を想定していますが、平成15年度から団体の借入金状況を記載させるなど経営状況等を把握するよう努めます。

4 補助金の交付

(6) 補助金の交付手続

「要綱」第2条によると、「補助金は作業所を設置運営している団体に対して交付する」と定めていますが、「規則」に基づいて提出される交付申請書、変更交付申請書、実績報告書の提出は障害者ワークセンター新生会共働作業所第1、作業所第2の名義で行われています。また、実績報告書の一部に記載漏れ等が見られるなど、補助金の交付手続きにおいて、改善を必要とする事項が見られます。

今後とも、補助金の交付にあたっては「規則」、「要綱」に沿って正しい手続きが行われるよう、団体に対して適切な指導に努めてください。

(講じた措置)

団体を正確に把握し、適正な団体名で規則に規定する書類を提出させ、また添付書類については、記載漏れ等がないよう、一層注意します。なお、補助金の交付にあたっては規則、要綱に基づく適正な手続きを行うとともに、団体の指導に努めます。

5 補助対象事業

(2) 施設の概要及び事業内容

「要綱」第8条第1号の規定に基づいて提出された「在宅障害者小規模通所作業所事業実績報告書」によると作業室面積は作業所第1が43.0㎡、作業所第2が39.53㎡となっています。利用定員はこの面積を3.3㎡で除してそれぞれ13人と11人が算出されています。この3.3㎡は「要綱」第3条第4号「作業室の床面積は、利用者1人につき3.3平方メートル以上であること」によるものです。「要綱」では「作業所の面積」と「作業室の床面積」とは異なったものになっています。

今後とも「要綱」の趣旨をふまえ、定員の設定に留意してください。

(講じた措置)

作業所によっては屋外作業を中心に行っているなど、作業内容が多様化していますので、設備の規定のうち、作業室1人当たりの床面積規定が実態と合わなくなり平成15年4月1日付けで要綱改正を行い、削除しました。

なお、設備については、開設時の実地調査での確認を継続して行います。